

令和7年度 京丹波町水道事業水質検査計画

1 基本方針

京丹波町は、水道法の主旨及び水質検査の重要性を認識し、水源の特徴や地域性等を踏まえ、併せて過去のデータを勘案する中で更に水道水の安全の確保のため、適正な浄水処理方法と維持管理を行うこととして水質検査計画を策定する。

2 水道事業の概要

京丹波町の水道は、表流水や浅井戸の計37箇所を水源としており、22箇所の浄水場にて浄水処理を行ない、下記の区域に給水している。

給水区域（系統）	水源の種類	浄水方法	給水区域
竹野浄水場系	表流水	緩速ろ過	□八田、高岡の一部、
畑川浄水場系	浅井戸・ダム水	急速ろ過	高岡の一部、水戸、新水戸、須知、曾根、院内、森、豊田、
第二水源浄水場系	浅井戸	急速ろ過	富田、蒲生、実勢、上野、市森、下山の一部、中台、塩田谷、安井、質美の一部、保井谷の一部
尾長野浄水場系	表流水	緩速ろ過	下山の一部
瑞穂中央浄水場系	浅井戸	急速ろ過	橋爪、和田、井脇、大朴、井尻、坂井
八田浄水場系	表流水	緩速ろ過	八田、小野
上大久保浄水場系	表流水	緩速ろ過	上大久保
下大久保浄水場系	表流水	緩速ろ過	下大久保
水原浄水場系	表流水・浅井戸	急速ろ過	水原、鎌谷下、鎌谷中の一部、鎌谷奥
東又浄水場系	表流水	緩速ろ過	東又、鎌谷中の一部
水呑浄水場系	表流水	緩速ろ過	水呑の一部、妙楽寺の一部、栗野、保井谷の一部
西田浄水場系	表流水	緩速ろ過	水呑の一部、三ノ宮の一部、妙楽寺の一部、栗野、保井谷の一部
三ノ宮浄水場系	表流水	緩速ろ過	三ノ宮の一部
質志浄水場系	表流水・浅井戸	緩速ろ過	質志、戸津川
猪鼻浄水場系	表流水	緩速ろ過	猪鼻
行佛浄水場系	表流水	緩速ろ過	質美の一部、水呑の一部
脇谷浄水場系	表流水	緩速ろ過	質美の一部
和知中央浄水場系	浅井戸	膜ろ過	本庄、小畑、坂原、中、角、安栖里、篠原、市場、大迫、長瀬、塩谷、大倉、市場、升谷、上乙見、中山、下乙見の一部
北部浄水場系	表流水	膜ろ過	仏主、細谷、上栗野、下栗野、西河内、下乙見の一部
広瀬浄水場系	表流水	膜ろ過	広瀬
上谷浄水場系	表流水	膜ろ過	才原
和知西部浄水場系	表流水	膜ろ過	大簾、広野、出野、稲次

3 水源水質の状況

河川の伏流水、表流水とも、長雨、豪雨などによる水量増加に伴い濁度が急上昇することを除けば比較的良好な状態にある。

4 水質試験

(1) 検査地点

浄水：各浄水場の給水区域毎に検査地点を選定し、33箇所で行う。

原水：各浄水場の着水地点等の25箇所で行う。

(2) 検査項目と検査頻度

浄水：

全項目検査	法令に基づく水質検査表1の項目（51項目）は、年1回の検査を行う。
21項目検査	法令に基づく水質検査表1の項目（51項目）のうち、検査頻度を減らすことが出来ないもの（21項目）は、年3回の検査を行い、全項目検査と合わせて、年4回の頻度とする。
9項目検査	法令に基づく水質検査表1の項目（9項目）については、年8回行い、全項目検査、及び21項目検査と合わせて、月1回の頻度とする。
個別項目検査	法令に基づく水質検査表1の項目（51項目）のうち、検査頻度を減らすことが可能であるが、過去3年間の実績が基準値の1／5以下でなかったものは、原則年3回の検査を行い、全項目検査と合わせて、年4回の頻度とする。
毎日検査	法令に基づく水質検査表2の項目（浄水毎日検査）の検査は1日1回行う。
水質管理目標設定項目検査	水質検査表3の水質管理目標設定項目（27項目）は、水道水質管理上留意すべきものとして行う。
水質管理目標(暫定)設定項目検査	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の検査は、年1回の頻度とする。

原水：

39項目検査	浄水とほぼ同様の項目（39項目）の検査を年1回行う。
クリプトスポリジウム指標菌検査	原水39項目検査と同じく年1回行う。
農薬類検査	水質管理目標設定項目中の農薬類（115項目）は、水源の状況により適宜実施する。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次の場合に行い、検査項目は状況に合わせて決定する。

- (1) 水源が水質事故の影響を受けたとき。
- (2) 浄水処理に異常があったとき。
- (3) 水道水に異常が認められたとき。
- (4) 原水の水質が急激に変化したとき。
- (5) その他、必要と認められるとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したときに直ちに実施し、水質の異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行う。

6 水質検査計画および水質検査の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は京丹波町上下水道課事務所及び、町ホームページにおいて公表する。

なお、水質検査は業務委託により行う。委託先については、水道法第20条第3項の登録を受けた水質検査機関に決定する。

